

時は熟練するに後、五五分、九十割の収入を得、即ち一月十円八十割乃至二十七日の収入  
 あり、幸とて生計工の補助となり、勤勞の尊ぶべきを婦女子に知らしめ、一家和合の  
 道ともなるなり。

然れ共、此の副業を彼等、家庭に於て喜ばざるは何故なるか、然れ共、餓死するに  
 至る一方、争議中、於ける活動写真、其他の興業物の觀客中、職工並に其家族の普通階級  
 あり、多かりしは、何故なるか。

争議団に於ては、此項生活困難なる者、米幾何かを給與せしと聞く。實際一職工、  
 粟、米を貰ひて行けるも、亭主は日給幾何を取らざるやと問へるを以て、日給貳円何かに  
 此を取らざる答へたるも、争議団は曰く、日給一円五十割の者すら大概貯金を貯り居る  
 り、或内も取りし食へぬとは何事か、とて遂に給與せしりし由なり、以て其一般を知  
 るに足る。

此争議中、於ける郵便貯金及賃屋業の状況を示せば、左の如し。

郵便貯金

生計貯金 受入		拂入		繰上		調 (大正十三年四月、五月、六月分)	
月次	口数	金額	月次	口数	金額	月次	口数
4月	11,122	1,807	4月	372	15,361	9月	15
5月	11,915	1,652	5月	386	24,986	5月	22
6月	11,611	1,622	6月	423	11,663	6月	24

右の表は全部職工と孫一雜の、其大部は職工の貯金なり、生計貯金を見ると五月に於  
 て、私度に入ると比し、八百三十三円五十二銭、二厘の超過を来すも、生活困難に依り引出しと  
 断るを得ず。何と云へば、工場休業は五月二十三日よりなりしを以て、況し二十三日迄の賃金は普通  
 一勤定(一勤定は二週間)に比し、其日給は二日を欠くの子持りしを、五月三十一日の定期支拂  
 あり、一般職工は賃銀を支拂へるを以て、夫迄は何等他の月と異なるもの非らず。然れ共、此相  
 異を生じたるは、争議勃發休業と同時に、因島外に、或は故郷に立ち去りし職工數から、か  
 りしを以て、之等職工の引出しより、五月に於ける私度の超過を来すに至れるとの信す。